

一般財団法人島根県建築住宅センター
BELS評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センターBELS評価業務規程（以下「規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「財団」という。）が実施するBELS評価業務に係る評価料金について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 規程第12条第1項の評価料金（以下「料金」という。）の額は、依頼1件につき次に掲げる額とする。

(1) 一戸建ての住宅及び併用住宅の住宅部分

申請方法	料金の額 (単位:円(税込))
単独申請	35,000
併願申請 ^{※1}	17,000

※1 以下のいずれかの申請を同時に提出する場合（ただし、設計図書及び計算書が同一であるものに限る。）。

- ・設計住宅性能評価
- ・長期優良住宅における長期使用構造等確認
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・適合証明の設計検査

(2) 共同住宅等

申請方法	料金の額 (単位:円(税込))
単独申請	$35,000 \times N^{※2}$
併願申請 ^{※1}	$17,000 \times N^{※2}$

※1 以下のいずれかの申請を同時に提出する場合（ただし、設計図書及び計算書が同一であるものに限る。）。

- ・設計住宅性能評価
- ・長期優良住宅における長期使用構造等確認
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
- ・適合証明の設計検査

※2 Nは対象戸数とする。

(変更料金)

第3条 BELS評価書が交付された後に行う計画の変更に係る料金の額は、当初の申請に係る料金の額の2分の1の額とする。

(再発行料金)

第4条 B E L S評価書の再発行を行う場合の料金の額は、一通につき2,200円（税込）とする。

(プレート等料金)

第5条 規程第11条に定めるプレート又はシールを希望する場合の料金は見積とする。

(料金の支払方法等)

第6条 料金の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センターB E L S評価業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、依頼者の負担とする。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。